

留学生の資格外活動をめぐる諸問題

— 留学生相談指導の現場から —

岡 益 巳

Problems on a Part-time Job of Overseas Students as an Extra-status Activity

— Troubles brought into Advisor's Room for Consultation —

Masumi Oka

Abstract

The legal term for a part-time job of college students from abroad is "activity other than that permitted by the status of residence previously granted". According to AIEJ research in 2001, over 76% of international students studying in Japan at private expenses engage in a part-time job.

In this paper, I will mainly treat two big problems which some of those students may be involved in. One is non-payment of wages by an unprincipled employer, the other is deduction of income tax by both an innocent employer and a vicious employer. The former problem was caused by lasting deflation, and was accelerated by an outbreak of BSE in summer 2001 in Japan. The latter problem is typical for Chinese students because they are exempted from income tax under the tax treaty between Japan and China.

I would also like to refer to the third problem, that is, a part-time job by students at the Japanese Government scholarship. These students have enough amount of money to spend without a part-time job.

1. 序

岡山大学が2002年12月に留学生を対象に実施した調査によると、私費留学生全体のアルバイト従事率は52.2%であるが、中国人私費留学生では64.7%、中国人以外の私費留学生では20.0%であり、中国人私費留学生とそれ以外の私費留学生のアルバイト従事率には大きな違いがあることが分かった¹⁾。したがって、資格外活動の問題は、中国人私費留学生に対して最も大きな影響を及ぼす問題であると言えよう。

留学生の資格外活動、すなわち、アルバイトに関する項目の含まれる調査報告書や研究論文の類は極めて多数存在するが、いずれも留学生の生活実態或いは留学生生活満足度などを総合的に調査した結果の一部として取り扱われている。日本国際教育協会あるいは多くの大学では、定期的に留学生の生活実態調査を実施している。こうした調査研究におい

ては、概ね、アルバイト従事率、1日当たり又は週当たりのアルバイト時間数、アルバイトの時給、月当たりのアルバイト収入、アルバイト職種といった点が調査研究の対象とされる。これらの先行研究の中で、岡（1992, 1993）は資格外活動許可基準に照らして留学生のアルバイトの合法性・違法性について論じ、資格外活動許可基準の改正を提言した点で特異な論文である。

本稿では、留学生相談指導の現場で遭遇する資格外活動がらみの問題点に関して論じてみたい。筆者が過去数年間に相談を受けた資格外活動関連の事例を整理してみると、次の通りである。

- (1) アルバイトの斡旋を求める相談
- (2) アルバイト賃金不払いに関する相談
- (3) アルバイト賃金からの所得税源泉徴収の相談
- (4) 国費留学生からのアルバイト許可を求める相談
- (5) その他

本稿では、最も深刻で重要な問題であると判断される(2)の賃金不払いの問題及び(3)の所得税徴収の問題に重点をおいて論じてみたい。また、岡山大学では国費留学生のアルバイト是非の問題も発生したので、これについても言及する。

2. 資格外活動にかかわる相談指導件数とその内訳の概要

岡山大学留学生相談室における、資格外活動にかかわる相談指導延べ件数は、メール等によるものも含み、2000年度12件、2001年度38件、2002年度66件と急増した。

2001年8月に国内初の狂牛病の発生が報道されたことにより、同年9月以降、焼肉店を初めとする飲食業界が大きな打撃を被った。日本国際教育協会が実施した「私費外国人留学生生活実態調査」の調査結果がアルバイトの職種は「飲食業」が最も多く、アルバイト従事者の45.2%を占めると報告している通り²⁾、留学生のアルバイト先は概ね飲食店であることから、狂牛病の発生は留学生のアルバイト需要を激減させた。この結果、店の都合でアルバイトの時間数を減らされた、解雇された、どうしてもアルバイトが見つからない、アルバイト先を紹介してほしい、といった相談件数が急増した。表1の「求職・その他」欄の相談指導延べ件数の累計72件のうちのおよそ9割が職を求める相談であるが、来談者は日本語が流暢ではないケースが多かった。「求職・その他」欄の1割ほどは、アルバイト契約時の保証人の問題1件を除けば、現状報告などの雑多な内容であった。

なお、岡山大学では、大学が受け付けたアルバイト求人情報については、日本人学生、留学生の求人を見せず、全て大学生協の掲示板に掲示される。筆者が直接個人的に留学生の求人依頼を受けることはほとんどないが、英会話を教えてほしいといった求人情報については、原則として、留学生センター掲示板の一角を占める「留学生のための情報交換コーナー」に掲示する。筆者はアルバイト先の開拓や積極的な斡旋事業は行っていない。

2002年度に入ると、こうした相談に加えてアルバイト賃金の不払いの相談、所得税源泉徴収にかかわる相談が増加した。また、2000年度末から2001年秋にかけて、国費留学生からアルバイトの許可を求める要求が続発した。これらの問題に関しては、次章以下で詳細に検証する。

表1 資格外活動にかかわる相談指導内容の内訳（年度別）

	賃金不払い	所得税徴収	国費生許可	求職・その他	合計
2000年度	1	0	8	3	12
2001年度	0	3	3	32	38
2002年度	16	12	1	37	66
累計	17	15	12	72	116

注1) 数値は延べ件数で、メール等によるものを含む。

注2) 2001年度のアルバイトに関する相談指導件数は、岡(2002) p.110の表3及び岡(2003) p.48の表3では合計36件となるが、ここではそのうちの2件を内容別に4件と数えた。

3. アルバイト賃金不払いにかかわる問題

アルバイト賃金不払いにかかわる問題は2000年度に1件発生したが、これはリサーチアシスタントの時間数の算出方法にかかわる問題で、相談に訪れた留学生の誤解から生じた問題であった。2002年度に入ると、不況の深刻化を反映して、4種類の賃金不払いの相談が延べ16回あった。

(1) 大学院生Aのケース（2002年9月～11月、来談回数8回）

飲食店で6月、7月、8月に各々70時間余りアルバイトをしたが、タイムカードを紛失して計算ができないので賃金を支払えない、と言われた。3か月分のアルバイト賃金として25,000円もらっただけである。

岡山国際交流センターで開催の弁護士による「外国人のための無料法律相談」を受けることを勧めた³⁾。そこでAは弁護士から岡山労働局へ相談に行くように⁴⁾、とのアドバイスを受けた。岡山労働局の担当官によると、当該店主は過去にも賃金不払いの訴えのあった人物であり、簡易裁判所へ少額訴訟を起こしたほうがよい、とのこと。A自身が少額訴訟を起こすかどうか、決断できなかったため、学生相談室経由で法学部の教授のアドバイスを受けさせた。結局、勉強が忙しいという理由でAは訴訟を断念し、泣き寝入りを選択した⁵⁾。

(2) 学部学生Bのケース（2002年7月、来談回数4回）

5月から飲食店でアルバイトをしており、アルバイトの日時をノートに記録している。7月に入ってやっと5月分の賃金を受け取ったが、総支給額が実労働時間数より少ない時間数で計算されている上に、所得税を20%天引きされた。

総支給額に関しては、ノートに記録したアルバイト時間の内訳を店主に示し、差額の支

払いを要求すること。所得税に関しては、「租税条約に関する届出書」2通と「租税（所得）協定」についての筆者のメモ書きを当該学生に持たせて店主と交渉させた。幸いなことに、3日後に5月分の支給額の差額と所得税天引き分の全額、さらに6月分の賃金全額を支給された。

(3) 学部学生Bのケース（2002年9月～10月、来談回数2回）

Bの再度のトラブル。飲食店のアルバイトをやめる直前2日間の賃金を支払ってもらえない。たまたま、この両日は出勤したことを出勤表に記入し損なった。岡山労働局へ相談に行ったところ、当該2日間アルバイトをしたことを証明してくれる第3者がいなければ、少額訴訟を起こしても勝てないと言われた。

数千円のためにエネルギーと時間を費やして訴訟を起こすことは余り得策ではないが、最終的には自分で決断するようにアドバイスした。Bは訴訟をあきらめた様子であった。なお、(2)(3)は同一飲食店である。

(4) 学部学生Cのケース（2002年9月、来談回数2回）

指導担当教員を通しての相談で、飲食店でのおよそ半年分のアルバイト賃金のうち〇万円が未払いとなっている。当該学生は当月中に帰国予定であるため、支払いを先送りできない。当該留学生はすでに帰国した先輩留学生からアルバイトを引き継いだ。先輩留学生も、さらにその先輩からアルバイトを引き継いだが、過去にはアルバイト賃金が支払われなかったことはない。

悪質な不払いではないと判断し、指導担当教員に店主と話し合ってみることを勧めた。指導担当教員が店主と交渉したところ、6日後に未払い賃金の全額を支払ってもらうことができた。当該教員によると、不払いは店の資金繰りの悪化が原因で、店主の対応は誠実であった、とのこと。

4. 所得税の源泉徴収にかかわる問題

我が国は44か国と租税条約を締結しており、これらの国から来日する留学生は、海外からの送金のほかに、国によっては、奨学金、アルバイト収入などに対する所得税も免除される。詳細に関しては表2を参照されたい。

租税条約に関する説明は、小藤・依田（2002）が非常に分かりやすい。以下に引用する。

学校教育法第1条に規定する学校に在籍する留学生は、国によっては租税特別措置法の特例として、海外からの送金のほかに、生計、教育、訓練のために受け取る給付、所得（アルバイト等の収入）についても課税を免除されます。留学生の多い国との二国間の租税条約の規定は以下のようになっています。（2001年7月現在）

インドネシア	年間60万円まで	免税
韓国	年間2万米ドルまで 適用期間5年以内	免税

タイ	5年を超えない期間につき	金額制限無し	免税
中華人民共和国	期間、金額制限無し		免税

免除を受けようとする場合は、「租税条約に関する届出書」を給料の支払い日前日までに事業者を通して、事業所を所轄する税務署に提出します。(p.27)

したがって、我が国に在籍する留学生の6割を超える中国人留学生の場合、アルバイト収入がどれだけ多くても所得税は免除される。ただし、租税条約は国家間の協定であり、市民税や県民税などの地方税は免除の対象にはならない。また、就学生は租税条約の対象外である。蛇足ながら、日中間の租税条約は1983年9月に締結され、その正式名称は「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定」である。なお、「租税条約に関する届出書」の書式については、本論末尾に掲載の【資料1】を参照願いたい。

アルバイト収入に対する所得税の源泉徴収に関して、2001年度には2名の留学生から計3回、2002年度には5名の留学生から計12回の相談があったが、これら7名はいずれも中国人留学生であった。

(1) 大学院生Dのケース (2001年5月、来談回数1回)

所得税を還付してもらえると聞いたが、それは事実か、という相談であった。当該学生は3月までは就学生であったため、岡山大学入学後の所得についてのみ所得税が免除されることを伝え、租税条約に関する届出書を雇用主に提出するようにアドバイスした。

(2) 大学院生Eのケース (2001年10月、来談回数2回)

6月から8月にかけて飲食店でアルバイトをしたが、5%の所得税を徴収された。中国人留学生は所得税が免除されると聞いたが、返してもらえるか。

租税条約に関する届出書を店主に提出し、店主から返金してもらえない場合は税務署を通じて所得税相当分を還付してもらおうようにアドバイスした。

(3) 学部学生Bのケース (2002年7月、来談回数2回)

前節の(2)の学生のケースであり、すでに述べた通り、徴収された20%の所得税に関しては、所得税免除についての筆者のメモ書きを店主に見せたところ、全額支払ってもらうことができた。

(4) 学部学生Fのケース (2002年9月、来談回数1回)

留学生指導担当教員を通じて相談があった。量販店でアルバイトをしているが、所得税を徴収されている。どうすればよいか。

租税条約に関する届出書2通を事業主に提出するようにアドバイスした。

(5) 学部学生Gのケース (2002年9月、来談回数1回)

このたび大手メーカーの岡山支店でアルバイトをすることになったが、アルバイト契約の際に「租税条約に関する届出書」を提出するように言われた。何のことか分からない。

表2 留学生に対する租税条約の適用内容一覧

	相手国名	内容	役務対価（アルバイト収入など）
1	アイルランド	*	年間60万円まで免税
2	アメリカ	*	滞在期間5年以内、年間2,000米ドルまで免税
3	イギリス	*	×
4	イスラエル	*	×
5	イタリア	*	×
6	インド	*	×
7	インドネシア	*	年間60万円まで免税
8	エジプト	*	一部免税
9	オーストラリア	*	×
10	オーストリア	生計、教育のために支払われる金額は免税	
11	オランダ	*	×
12	カナダ	*	×
13	韓国	*	滞在期間5年以内、年間20,000米ドルまで免税
14	ザンビア	*	滞在期間3年以内、年間1,000米ドルまで免税
15	シンガポール	*	×
16	スイス	*	×
17	スウェーデン	*	×
18	スペイン	*	×
19	スリ・ランカ	*	年間36万円まで免税
20	タイ	生計、教育のために受ける海外送金、交付金等は免税 生計、教育に必要な役務所得は5年を超えない期間につき免税	
21	中華人民共和国	生計、教育のため受ける給与又は所得は免除	
22	チェコスロバキア	*	年間60万円まで免税
23	デンマーク	*	×
24	ドイツ	*	×
25	トルコ	*	滞在期間183日以内免税
26	ニュー・ジーランド	*	×
27	ノルウェー	*	×
28	ハンガリー	*	年間60万円まで免税
29	バングラデシュ	生計、教育のために受ける海外送金、交付金等は免税	
30	パキスタン	*	年間36万円まで免税
31	フィリピン	*	滞在期間5年以内、年間1,500米ドルまで免税
32	フィンランド	*	年間2,000米ドルまで免税
33	フランス	*	奨励金等につき滞在期間2年以内、免税
34	ブラジル	*	滞在期間3年以内、年間1,000米ドルまで免税
35	ブルガリア	*	滞在期間5年以内は免税
36	ベトナム	*	×
37	ベルギー	*	×
38	ポーランド	*	滞在期間5年以内、年間60万円まで免税
39	マレーシア	*	年間36万円まで免税
40	南アフリカ	*	×
41	メキシコ	*	×
42	ルクセンブルグ	*	×
43	ルーマニア	*	年間60万円まで免税
44	ロシア連邦	*	×

注1) 三好(2000) pp.399-400の表4に基づいて作成した。

注2) 内容欄の*印は「生計、教育又は訓練のための海外送金分は免税」とするOECDモデル条約によるもの、役務対価欄の×印は該当する免税条項がないものを指す。

注3) ただし、アルメニア共和国、ウクライナ共和国、ウズベキスタン共和国、キルギスタン共和国、グルジア共和国、タジキスタン共和国、トルクメニスタン共和国、ベラルーシ共和国及びモルドヴァ共和国については、ロシア連邦との租税条約が適用される。チェッコ共和国及びスロバキア共和国については、チェコスロバキア共和国との租税条約が適用される。(三好(2000) pp.391-392による)

租税条約に関する届出書を2通手渡しして、所得税の免除手続きについて説明した。

(6) 学部学生Hのケース（2002年10月～11月、来談回数7回）

岡山大学入学以前に専門学校に在留資格「留学」で在籍していた。当時住んでいた某市の市役所から地方税（市民税・県民税）納付の督促状が送付されてきたが、納付額が高くて支払えない。当時、アルバイト料から所得税を源泉徴収されていたが、留学生は所得税が免除されると聞いた。

当時の在留資格は「留学」であったが、専門学校は学校教育法第1条に該当する教育機関ではないため、所得税の免除の対象にはならない。したがって、所得税の還付を受けて、その金を地方税の支払いに充てることは不可能である。当年は前年と比較して格段に収入が小さく、地方税を満額支払うことが困難である旨を申し出て、減額措置を求めているかどうかと勧めた。結局、当該学生は4期分割払いで納付することを納得した。

(7) 大学院生Iのケース（2002年11月、来談回数1回）

4月以降ある学校で非常勤講師をしており、その賃金から所得税を引かれていたが、最近初めて租税条約に関する届出書の存在を知った。どうすればよいか。

学校側に届出書を提出して、すでに徴収された所得税に関しては、学校から直接返金してもらおうか、或いは税務署を通じて還付してもらおうように指導した。

5. アルバイト賃金不払い及び中国人留学生に対する所得税徴収への全学的対応

賃金不払いにかかわる相談及び所得税徴収にかかわる相談は、概ね中国人留学生に限定されることが相談事例から分かった。2002年9月25日、筆者はこの2つの問題の再発を防止するため、留学生課の専門員と協議した結果、次のような対策を講じることで合意した。

- (1) 留学生課は、2002年10月より、窓口で中国人留学生に資格外活動許可書を渡す際に、「租税条約に関する届出書」2通を併せて手渡し、雇用主に提出するように指導する。
- (2) 留学生課は、各部局の留学生用掲示板、留学生課掲示板、留学生会館掲示板に、2つの問題に対する注意を促す掲示をする。
- (3) 筆者は、新入生のオリエンテーションにおいて、2つの問題に対する注意を促す。

なお、掲示用ポスターは筆者が作成し、留学生課を通じて2002年9月26日に全学に掲示の手配を行った。当該掲示用ポスターについては、本論末尾に掲載の【資料2】を参照願いたい。

6. 国費留学生の資格外活動許可にかかわる問題と全学的対応

国費留学生は十分な奨学金を支給されていることから、岡山大学では一貫してアルバイトをせずに勉学に専念するように、と指導してきた。1998年10月に申請取次制度が導入されたのちは留学生課が許可申請を受け付ける窓口となったが、引き続き国費留学生に対しては申請を受け付けない方針で臨んできた。

(1) 大学院生Jのケース（2001年1月～3月、来談回数5回）⁶⁾

本人からカルチャーセンターで語学の講師のアルバイトを是非やりたい、また指導教員からも社会勉強を兼ねて是非アルバイトをさせてほしい、との強い要望があった。留学生課に確認したところ、国費留学生の資格外活動の申請取次は一切行わない、例外はない、との回答であった。

(2) 学部学生K・Lのケース（2001年2月、来談回数1回）

2名の学部学生から家庭教師派遣センターへ登録して家庭教師のアルバイトをやりたいとの相談があったが、(1)のケースの例を示し、国費留学生は許可申請ができない旨を伝えた。

(3) 大学院生Mのケース（2001年3月、来談回数1回）

アルバイトをしたいとの相談があったが、国費留学生は許可申請ができない旨を伝えた。

(4) 学部学生Nのケース（2001年10月、来談回数2回）

留学生課で資格外活動許可の申請を断られ、どうしてもアルバイトをしたければ入管へ行って自分で手続きするように言われた。しかし、入管では大学の発行した副申書が必要であると言われ、再び留学生課へ行き、副申書の発行を依頼したが断られた。

岡山大学は国費留学生の資格外活動を許可しない方針である旨を説明した。

(5) 学部学生Oのケース（2001年10月、来談回数1回）

指導教員を通じての相談で、(4)のケース同様に、入管で副申書が必要であると言われたが、留学生課は副申書の発行をしてくれない。なぜ国費留学生にはアルバイトを許可しないのか。

国費留学生の資格外活動を一律に禁止することには問題がある上に、2001年1月以降の10か月間に6名の国費留学生からアルバイトをしたいという要望があったため、留学生課に対して国費留学生の資格外活動禁止の方針を見直すように進言することを約束した。

2001年10月19日、筆者は留学生課長と協議した結果、指導教員の許可を前提として国費留学生の資格外活動を許可することで合意した。国費留学生の資格外活動を禁止する方針を変更できた決め手は、同年9月11日に岡山大学で開催された留学生担当職員研修会で配付の入国管理局関係資料の中にあった。すなわち、「留学生に対する資格外活動許可に係る取扱いの変更について」と題する法務省入国管理局入国在留課の文書に次の下りがあった。

「留学生のアルバイトについては、これを通じて留学生が我が国の社会や人々に直接触れ、相互理解を促進することができるという観点から、また、経済的にもゆとりをもてるようにという配慮から、従来から一定の範囲で認めてきたところです。」

上の文面から、日本社会との交流、相互理解を希望する国費留学生の資格外活動を全面的に禁止することが不適切であることは明白である。

従来、入管は、資格外活動許可の申請に訪れた留学生に対して、来日直後の3か月はアルバイトを控えるように指導していたが、1998年6月の許可基準変更に伴い、そうした指導を行わないことにした。また、2000年4月には、従来は資格外活動が禁止されていた在留資格「家族滞在」の者についても、週28時間以内のアルバイトが解禁された経緯もあり⁷⁾、留学生課内部にも資格外活動に関する入管の政策が緩和に傾いているという認識が多少なりともあったものと推測される。

7. 結 び

アルバイト料から所得税を源泉徴収されているとの苦情が中国人留学生から寄せられる原因は、留学生が資格外活動許可証を取得する段階で、「租税条約に関する届出書」を手渡した上での免税指導が行われていないためである。所得税の免除は税務署の管轄事項であり、入管（法務省）には直接かわりのない業務であるため、この件に関しては入管窓口での指導は期待できず、大学が対応する以外に方法がない。しかしながら、申請取次制度により大学の窓口で資格外活動許可証を手渡す際に、中国人留学生などに対して「租税条約に関する届出書」を渡し、免税指導を行っている大学はほとんどない。2003年度初頭現在、留学生センターの設置されている国立大学54校の中で⁸⁾、免税指導を行っている大学は、福井大学と岡山大学の2校のみであり、「その都度」指導している東京医科歯科大学を含めてもわずか3校に過ぎない⁹⁾。また、電気通信大学、金沢大学、高知大学、鹿児島大学の4校は、免税指導を「検討中」である¹⁰⁾。

資格外活動にかかわる相談で最も多いのは、アルバイトが見つからない、アルバイト先を紹介してほしい、といった類のものである。この種類の相談は、数年前まではほぼ中国人留学生に限られていたが、2001年度以降は、南アジア諸国、中東諸国、アフリカ出身の私費留学生からも同様の相談を受けるようになった。また、アルバイトが見つからないため、生活が困窮していると訴える留学生も目につくようになった。私費留学生の増加と長引く不況のせいであろう。

こうした状況の下、資格外活動に関する諸問題を整理分析し、資格外活動に対する理解を深めることによって、相談指導現場における来談者への対応が多少なりとも改善されることを望んでやまない。

注

- 1) 坂野・岡・光元（2003）。
- 2) 国際人流編集局（2002）p.18による。
- 3) 2002年度の場合、5月から翌年2月にかけての毎月第3土曜日（ただし、7月は第4土曜日）の午前10時から午後12時20分まで開催された。相談日の2日後が第3土曜日であったため、当該学生に相談に訪れることを勧めた。

- 4) 岡山労働局では、平日の午前9時30分から午後4時まで「外国人労働者相談コーナー」を開設しており、留学生のアルバイトをめぐるトラブルの相談にも応じている。
- 5) Aは翌2003年8月末に同一案件の相談で再びやって来た。少額訴訟を起こす決心をした、とのこと。賃金債権の時効は1年であるため、至急訴訟手続きをするようにアドバイスをし、1年前のAとの面談記録のコピーを手渡し、証拠書類として裁判所に提出するように伝えた。A自身が記録をとっておらず、1年前の記憶が曖昧になっていたためである。なお、同年11月上旬にAから勝訴の判決が下ったとの連絡があった。
- 6) この章では便宜的に、大学院生と同額の奨学金を支給される日本語研修生を大学院生に含め、学部学生と同額の奨学金を支給される日韓共同理工系学部予備教育生を学部学生に含める。
- 7) ただし、一律かつ包括的に許可される留学生とは異なり、家族滞在者に対しては個別に許可されるため、アルバイト先が確定し具体的な労働条件が決定したのち、許可申請を行う必要がある。
- 8) 留学生日本語教育センターが設置されている東京外国語大学と大阪外国語大学の2校を含む。
- 9) 「平成15年度全国国立大学留学生センター長及び留学生課長合同会議 承合事項集計表」No.5による。
- 10) 同上による。

参考文献

- 岡益巳 (1992) 「入管法改正に伴う中国人私費留学生のアルバイト問題Ⅰ」『岡山大学経済学会雑誌』第24巻第3号、pp.61-90.
- 岡益巳 (1993) 「入管法改正に伴う中国人私費留学生のアルバイト問題Ⅱ」『岡山大学経済学会雑誌』第24巻第4号、pp.139-160.
- 岡益巳・深田博己 (1995) 『中国人留学生と日本』白帝社
- 岡益巳 (2002) 「留学生相談室・年次レポート (2000年10月～2001年9月)」『岡山大学留学生センター紀要』第9号、pp.107-121.
- 岡益巳 (2003) 「留学生相談室・年次レポート (2001年10月～2002年9月)」『岡山大学留学生センター紀要』第10号、pp.45-60.
- 外務省中国課 (監修) (1993) 『日中関係基本資料集 (1970-1992)』霞山会
- 国際人流編集局 (2002) 「私費外国人留学生の生活の状況 — 財日本国際教育協会の「私費外国人留学生生活実態調査」から」『国際人流』2002年12月号、pp.17-19.
- 小藤知子・衣田良子 「留学生に知ってほしいアルバイトに関する諸知識」『留学交流』2002年8月号、pp.26-27.
- 坂野永理・岡益巳・光元聰江 (2003) 「満足度調査にみる中国人私費留学生の特徴」『留学

生交流・指導研究』Vol.6、pp.23-39.

広島入国管理局（2001）「留学生担当職員研修会・入国管理局関係資料」（未公開資料）

法務省刑事局経済法令研究会（編）（1990）『Q & A 改正入管法——外国人雇用をめぐる諸問題』立花書房

簾内友之（1998a）「留学生のアルバイトに関する取扱いの変更」『国際人流』1998年8号、pp.19-20.

簾内友之（1998b）「留学生在留手続き実務講座」『留学交流』1998年9月号、p.22.

簾内友之（1998c）「留学生在留手続き実務講座」『留学交流』1998年10月号、p.28.

三好毅（2000）『海外勤務者をめぐる税務・平成12年版』（財）大蔵財務協会

【資料1】 注記：オリジナルはA4版サイズ

様式 8
FORM

租税条約に関する届出書

(税務署整理用)
(For official use only)

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION



(教授等・留学生・事業等の修習者・交付金等の受領者の報酬・交付金等に対する所得税の免除)
Relief from Japanese Income Tax on Remunerations, Grants, etc., Received by Professors, Students, or Business Apprentices

この届出書の記載に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。
See instructions on the reverse side.

適用：有、無

税務署長殿

To the District Director of _____ Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項：
Applicable Income Tax Convention

日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項
The Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____

2 報酬・交付金等の支払を受ける者に関する事項：
Details of Recipient of Remuneration, etc.

氏名	Full name	名	
日本国内における住所又は居所	Domicile or residence in Japan		(電話番号 Telephone Number)
入国前の住所	Domicile before entry into Japan		(電話番号 Telephone Number)
(年齢 Age)	(国籍 Nationality)	(入国年月日 Date of Entry)	(在留期間 Authorized Period of Stay) (在留資格 Status of Residence)
下記「4」の報酬・交付金等につき居住者として課税される国及び納税地 Country where the recipient is taxable as resident on Remuneration, etc., mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax			
日本国において教育若しくは研究を行い又は在学し若しくは訓練を受ける学校、事業所等 School or place of business in Japan where the Recipient teaches, studies or is trained	名	称	
	所	在 地	(電話番号 Telephone Number)
	Address		

3 報酬・交付金等の支払者に関する事項：
Details of Payer of Remuneration, etc.

氏名又は名称	Full name	名	称	
住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 (main office)	Domicile(residence) or Place of head office			(電話番号 Telephone Number)
日本国内の恒久的施設又は固定 的拠所の状況 Permanent establishment or fixed base in Japan <input type="checkbox"/> 有 (Yes) <input type="checkbox"/> 無 (No) If "Yes", explain:	名	称		(事業の内容 Details of Business)
	所	在 地		(電話番号 Telephone Number)
	Address			

4 上記「3」の支払者から支払を受ける報酬・交付金等で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項：
Details of Remuneration, etc., received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable

所得の種類	契約期間	報酬・交付金等の支払期日	報酬・交付金等の支払方法	報酬・交付金等の金額及び月額・年額の区分
Kind of Income	Period of Contract	Due Date for Payment	Method of Payment of Remunerations, etc.	Amount of Remunerations, etc. (per month, year).
報酬・交付金等の支払を受ける者の資格及び提供する役務の内容 Status of Recipient of Remuneration, etc., and the Description of Services rendered				

5 上記「3」の支払者以外の者から日本国内における勤務又は人的役務の提供に関して支払を受ける報酬・給料に関する事項(注6)：
Other Remuneration, etc., paid by Persons other than 3 above for Personal Services, etc., performed in Japan (Note 6)

--

【資料1】 続き (裏面)

6 その他参考となるべき事項 (注7) :
Others (Note7)

私は、この届出書の「4」に記載した報酬・交付金等が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する法令」の規定により届け出るとともに、この届出書の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions, I hereby submit this application form under the belief that the provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable to Remuneration, etc., mentioned in 4 above and also hereby declare that the above statement is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date _____ 年 _____ 月 _____ 日

報酬・交付金等の支払を受ける者の署名

Signature of the Recipient of Remuneration, etc. _____

注意事項

届出書の提出について

- 1 この届出書は、次の報酬、交付金等に係る日本国の所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合に使用します。
 - (1) 大学、高等学校等において教育又は研究を行う者がその教育又は研究を行うことにより支払を受ける報酬
 - (2) ①留学生として、②事業、職業若しくは技術の修習者 (以下「事業等の修習者」といいます。) として、又は③政府若しくは宗教、慈善、学術、文芸若しくは教育の団体からの主として助学若しくは研究のための交付金、奨学金等の受領者 (以下「交付金等の受領者」といいます。) として日本国内に一時的に滞在する者が、その者の生計、教育、助学、研究若しくは訓練のために支払を受ける日本国外からの給付若しくは送金、その支払を受ける交付金等又はこれらの者が日本国内に一時的に滞在して行った人的役務の提供の対価として支払を受ける給与その他の報酬
 (注) 上記の「留学生」、「事業等の修習者」又は「交付金等の受領者」には、日本国政府又はその機関との取決めに基づき、専ら訓練、研究又は助学のため日本国内に一時的に滞在する者も含まれます。
- 2 この届出書は、報酬、交付金等の支払者ごとに作成してください。
- 3 この届出書は、正副2通を作成して報酬、交付金等の支払者に提出し、報酬、交付金等の支払者は、正本を、最初にその報酬、交付金等の支払をする日の前日までにその支払者の所得税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。
- 4 報酬・交付金等の支払を受ける者が次に該当するときは、それぞれ次の書類をこの届出書に添付してください。
 - (1) 留学生である場合 その者が在学する学校の発行する在学証明書
 - (2) 事業等の修習者である場合 その者が訓練を受ける施設又は事業所の発行する、その者が事業等の修習者であることを証明する書類
 - (3) 交付金等の受領者である場合 交付金等の支給者が発行する、その者が交付金等の受領者であることを証明する書類

届出書の記載について

- 5 届出書の口欄には、該当する項目についてレ印を付してください。
- 6 届出書の「5」の欄には、報酬又は給与の支払者の氏名 (名称)、住所 (所在地) 及び提供する役務の概要、報酬又は給与の金額等を「4」の各欄に当てて記載してください。
- 7 届出書の「6」の欄には、「2」から「5」までの各欄に記載した事項のほか、租税条約に定める「1」の規定の適用を受けるための要件を満たす事項の詳細を記載してください。

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

- 1 This form is to be used by the Recipient of the following incomes in claiming the relief from Japanese Income Tax under the provisions of the Income Tax Convention.
 - (1) Remuneration derived by a professor or Teacher who makes a temporary visit to Japan for the purpose of teaching or conducting research at an accredited university, college, etc.
 - (2) Gift from abroad for the purpose of maintenance, education, study, research or training, the grant or award, or income from personal services performed in Japan and which is received or derived by, (a) Student, (b) Business apprentice * or (c) Recipient of Grant, etc., from the governmental, religious, and * the like bodies. * Student, Business Apprentice or Recipient of Grant, etc. above include such a person who makes a temporary visit to Japan as a participant in a program sponsored by the Government of Japan or other governmental institution.
- 2 This form must be prepared separately for each Payer of Remuneration, Grant, etc.
- 3 This form must be submitted in duplicate to the Payer of Remuneration, Grant, etc., who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides, by the day before the payment of Remuneration, etc., is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.
- 4 The applicant must attach the following documents:
 - (1) In case of Student: a certificate issued by the university, etc., where he is registered as a student.
 - (2) In case of Business Apprentice: a certificate issued by the training institution, etc., where he takes training.
 - (3) In case of Recipient of Grant: a certificate issued by the institution from which he receives the grant, etc.

Completion of the FORM

- 5 Applicable blocks must be checked.
- 6 Column 5 must be filled out in the same way as column 4.
- 7 Enter into column 6 the details of conditions prescribed in the relevant provisions of the Convention.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

【資料 2】

中国人留学生のみなさん (Chinese Students Only)

各位中国留学生

アルバイトについて

关于打工

1. アルバイトは「入管」の許可が必要です。留学生課で「資格外活動許可申請書」を受け取り、記入して留学生課へ提出します。
打工需要「入管」的批准。请你在留学生科领受一份「资格外活动许可申请书」, 填写了就交给留学生科。
2. 留学生課で「資格外活動許可証」及び「租税条約に関する届出書」2部を受け取ります。
你在留学生科领受「资格外活动许可证」及两份「关于租税条约的申报书」。
3. 「届出書」に記入して、アルバイトを始める前に2部とも雇用主に提出します。
你填写的两份「关于租税条约的申报书」在开始打工以前都交给老板。

注意：

- (1) 1983年に日中両国政府が調印した「租税【所得】協定」に基づき、中国人留学生はアルバイトをしても所得税を免除されます。しかし、一般に雇用主はこの協定について知らないため、「届出書」を提出しない場合、所得税を徴収されることがあります。
按照在 1983 年中日两国政府签订的「租税【所得】协定」, 中国留学生打工被免缴纳所得税。但是, 一般来说, 老板不知道这个协定的存在。因此, 如果你不把「申报书」交给他, 他就会扣你的所得税。
- (2) 不景気のため、アルバイト料を支払わない雇用主もいます。岡山県には毎月1回弁護士による「外国人のための無料法律相談」制度があります。岡山労働局(国家机关:「入管」と同じ建物)も「外国人労働者相談コーナー」を設置しています。万一の場合は利用しましょう。詳細は留学生相談室へお尋ねください。
因为日本经济不景气, 有一部分老板不肯发工资。冈山县里每月一次由律师举办「以外国人为对象的免费法律指南」。岡山劳动局(国家机关:跟「入管」在同一座大楼里)也设有「外国人劳动咨询窗口」将为你提供法律服务。如果发生万一, 请利用这个指南制度。关于详细的内容, 请找留学生顾问来问一下吧。